

# 平成28年度 第1回 芦別市総合教育会議

日時：平成28年4月26日（火）

午後4時

場所：市役所3階第1会議室

## 【 次 第 】

1 開 会

2 市長挨拶

3 出席者紹介

4 芦別市総合教育会議設置要綱の改正について 資料 1

5 意見交換  
(1) 児童生徒の学力向上について 資料 2

6 今後の日程について

7 その他

8 閉 会

## 芦別市総合教育会議設置要綱

## (目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、本市の教育に資するため、芦別市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合教育会議の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

## (招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 総合教育会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 総合教育会議は公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(傍聴)

第7条 総合教育会議の傍聴については、芦別市教育委員会傍聴規則（平成10年教育委員会規則第7号）の規定を準用する。この場合において、本規則中「教育委員会」とあるのは、「総合教育会議」と、「教育長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

(議事録の作成及び公表)

第8条 総合教育会議は、会議の終了後遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、第6条ただし書きにより非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

(調整結果の尊重)

第9条 総合教育会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 総合教育会議の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議に諮って定める。

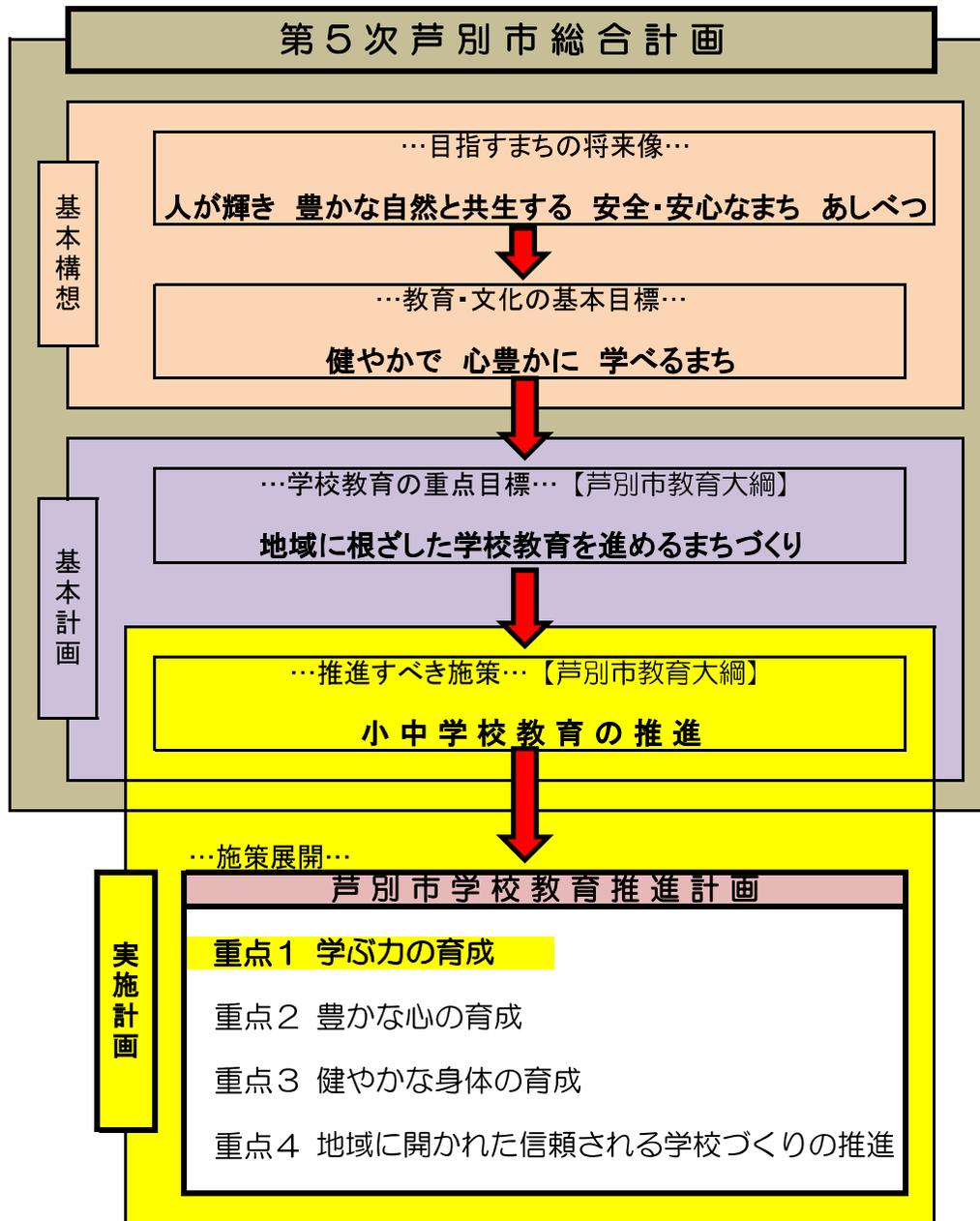
附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月19日から施行する。

## 芦別市における学校教育(学力向上)の位置付け

**重点1 学ぶ力の育成**

子ども一人ひとりに自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら問題を解決する資質や能力等の「学ぶ力」の育成を図る。

そのため、わかる・できる・楽しい授業づくりを進め、学ぶ意欲を高め、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力、判断力、表現力等をバランスよくはぐくむ教育を推進する。

**【取組の方向性】**

- 1 「基礎学力向上プラン」に基づく取組の充実と保護者との連携強化
- 2 豊かな言語環境の充実
- 3 望ましい生活習慣の確立

**【各学校における主な具体的な取組】**

- 1 基礎学力向上プランに目標数値を設定し点検
- 2 「全国学テ」、「標準学力検査CRT」等の結果分析と具体的な改善策の立案
- 3 思考力・判断力・表現力等をはぐくむ言語活動の充実
- 4 家庭学習の習慣化の取組と家庭学習時間の調査
- 5 漢字検定、英語検定、数学検定の実施
- 6 校長による参観日等を通しての説明責任を果たす。

**学力向上に向けた具体的な取組**

- 1 学校改善プランの作成と学校が一体となった学力向上の取組
- 2 指導と評価の一体化を図った授業づくりと研修の充実
- 3 授業の工夫改善とノート指導の充実
- 4 学習規律・学習ルールの定着
- 5 地域の学力向上支援事業の推進(指定校: 芦別小学校)
- 6 TTの授業改善(国の加配制度、市費サポート教員の配置)
- 7 少人数指導(習熟度別指導)の充実と困り感のある子どもへの指導の充実(市費学習支援員の配置)
- 8 学習を振り返る機会の充実
  - ・単元のみまとめドリル
  - ・朝学習や朝読書
  - ・放課後学習
  - ・長期休業中の学習会
  - ・夏冬休み中の「やさしいサポート教室」
  - ・チャレンジテストの実施
- 9 言語活動を重視した授業づくり
- 10 児童生徒による授業評価を活かした授業改善
- 11 家庭学習と連動させた学習サイクルの確立
- 12 家庭学習の手引きと生活リズムチェックシートの活用
- 13 教室の学習環境の充実
- 14 ICT(情報通信技術)機器の活用
- 15 漢字検定など各種検定受検の推進
- 16 読書意欲の向上(市立図書館との連携、読書週間、家読の奨励)